第1節 災害復旧・復興本部設置	震-4-3
1. 災害復旧・復興本部設置基準及び位置づけ	震-4-3
2. 災害復旧・復興本部の組織及び運営	震-4-3
第2節 復興計画の策定等	震-4-6
1. 災害からの復興に関する基本的な考え方	震-4-6
2. 復興計画の構成	震-4-6
3. 災害復興事業の実施	震-4-7
4. 復興対策の研究・検討	震-4-7
第3節 被災者の生活確保	震-4-9
1. 被災者生活再建支援制度	震-4-9
2. 災害弔慰金等の支給	震-4-11
3. 生活福祉資金の貸付	震-4-13
4. 佐倉市災害見舞金	震-4-15
5. 市税の減免等	震-4-15
6. 国民健康保険等の一部負担金の減免等	震-4-16
7. 生活相談	震-4-16
8. 雇用の維持に向けた事業主への支援	震-4-17
9. その他の生活確保	震-4-17
第4節 義援金品の配布等	震-4-18
1. 義援金	震-4-18
2. 義援物資(義援品)	震-4-19
第5節 公営住宅の建設等	震-4-20
1. 災害公営住宅の建設等	震-4-20
2. 公営住宅の空き家の活用	震-4-20
第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	震-4-21
1. 中小企業への支援	震-4-21
2. 農林業者への支援	震-4-21
3. 物価の安定及び物資の安定供給	震-4-22
第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策	震-4-23
1. 上水道	震-4-23

2. 公共下水道施設等	震-4-23
3. ガス施設	震-4-24
4. 電気施設	震-4-25
5. 通信施設	震-4-25
6. 公共土木施設等	震-4-26
7. 農業施設等	震-4-27
第8節 激甚災害の指定	震-4-28
1. 激甚災害指定の手続等	震-4-28
2. 激甚災害指定の基準	震-4-29
3. 特別財政援助額の交付手続	震-4-29

第1節 災害復旧・復興本部設置

《基本方針》

市は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、住民等の生活や地域(都市)の機能、地域産業等の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための横断的な臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び事務分掌については、設置の際に定めるものとし、市は、東日本大震災における他市町村等の復旧・復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究を進める。

1. 災害復旧・復興本部設置基準及び位置づけ

災害復旧・復興本部は、災害の規模、被害状況等を勘案し、著しい被害を受けた地区の 復興を総合的に推進する必要があると認める場合、設置する。

また、災害対策本部が設置されている状況であっても、必要があると認める場合は、並行して設置する。このため、災害復旧・復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

なお、「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定める災害対策本 部の閉鎖基準に該当する場合であっても、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施 する必要がある場合には、原則として、災害復旧・復興本部へ移行する。

2. 災害復旧・復興本部の組織及び運営

(1) 災害復旧・復興本部の組織

災害対策本部の組織については、以下に示す災害復旧・復興本部会議構成員に基づき 組織する。

本部においては、災害復旧・復興本部長(市長)、副本部長、本部員及び市長が認める その他の職員で構成する災害復旧・復興本部会議を必要に応じ開催し、災害復旧・復興 に関する重要事項について協議し、方針決定及び実施の指示を行う。

(2) 災害復旧・復興本部会議

災害復旧・復興本部会議は、災害復旧・復興に関する重要事項について協議・検討し、 方針決定及び実施の指示を行うため、災害復旧・復興本部長(市長)が必要に応じて招 集する。

また、災害復旧・復興本部長(市長)は、災害復旧・復興に関し、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し災害復旧・復興本部会議への職員等の出席を要請する。 なお、災害復旧・復興本部会議における協議・検討事項は、次に掲げるものとする。

- ① 災害復旧・復興の基本方針、災害復旧・復興に係る重要施策の審議、調整
- ② 各部の重要事項の報告

【災害復旧・復興本部会議構成員】

職名	構成員	役割
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故 があるときは、その職務を代理 する。
本部員	教育長、上下水道事業管理者 企画政策部長、総務部長、税務部長 市民部長、福祉部長、健康こども部長 産業振興部長、環境部長、土木部長 都市部長、議会事務局長、会計管理者 資産管理経営室長、危機管理室長 市長が認めるその他職員	各部局を代表し、各部局の災害 復旧・復興に係る重要事項の報 告を行うとともに、災害復旧・ 復興本部会議の決定に基づき、 災害復旧・復興に係る重要施策 を実施する。

(3) 災害復旧·復興本部事務局

災害復旧・復興本部事務局については、災害復旧・復興の内容により、次の所属が担当するものとし、いずれの場合も、災害復旧・復興本部事務局は、その事務の遂行にあたり「第3章 災害応急計画 第1節 活動組織設置・組織動員」に定める本部付き職員を動員することができる。

① 災害復興計画の策定及び推進(事務局:企画政策部企画政策課)

災害復興計画とは、佐倉市総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り策定する計画であり、災害発生以前の状態に回復するのみならず、新たな視点から地域を再生することを目指した総合的な計画であることから、その策定及び推進にあたっての災害復旧・復興本部事務局は、企画政策部企画政策課が担当する。

② 被災者に対する生活再建支援等の実施(事務局:危機管理室)

被災者に対する各種生活再建支援等の実施総括等に関する災害復旧・復興本部事務 局は、危機管理室が担当する。

また、危機管理室は、各種生活再建支援等の実施にあたり必要と認める場合は、総合窓口を設置し、各種生活再建支援等の円滑な実施に努める。

なお、各種生活再建支援等の実施のための総合窓口を設置した場合、「第3章 災害 応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に定める住民等の各種相談窓口とその役割 分担の明確化を図る。

(4) 災害復旧・復興本部の閉鎖

災害復旧・復興本部長(市長)は、次の基準のいずれにも該当する場合、災害復旧・ 復興本部を閉鎖することができる。

① 災害復旧・復興本部長(市長)が、市域における災害復旧・復興が概ね完了したと認めた場合

② 災害復旧・復興本部長(市長)が、市域における被災者に対する生活再建支援等の実施が概ね完了したと認めた場合

第2節 復興計画の策定等

《基本方針》

市は、災害の規模、被害状況等を勘案し、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合、佐倉市総合計画等との整合性を図りつつ、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

復興計画の策定にあたっては、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画や提案等を 十分に配慮するとともに、県の復興計画等との調整を図るよう努める。

なお、県では、平成23年3月に発生した東日本大震災における被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」の作成を行っている。

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村等の行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、 大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主 体が復興に向けて連携する(共助)こと等、住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重 要である。

また、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に入れ、取り組む。

なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図る。

2. 復興計画の構成

復興計画の策定及び推進にあたっては、被災者、各分野にわたる有識者、市民等の参画 や提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画等との調整を図るよう努める。

復興計画の構成については、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、重要な復興分野についての「分野別復興計画」等とする。

また、復興計画の策定後は、当該復興計画に基づき、明確な戦略とスケジュールのもと、復興を推進する。

なお、「分野別復興計画」を要する復興分野については、次のようなものが想定される。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等、

健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを迅速に進める。

そのため、都市計画の策定時には、行政と市民等とが協働し、都市(地域)の特性(歴史・文化等)や地域コミュニティ等が途絶えることなく継承できるようにするとともに、より発展できるような視点から検討する。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。

被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度 の活用等による財政的な支援等の措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通等の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

観光、農業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等、産業の復興を側面から支援する。

3. 災害復興事業の実施

市は、県及び関係機関、住民等と協力して、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

また、必要に応じて市に災害復興に関する専門部局を設置する。

4. 復興対策の研究・検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、各部は、 関係機関と協力し、東日本大震災における各地方自治体の復興状況や復興計画等を参考に して、災害復興計画を速やかに策定するための研究に努める。

具体的には、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考に、震 災後の対策や活動内容について検討しておく。

- (1) 防災・危機管理体制の強化
 - ① 防災対策の充実・強化
 - ② 関係機関との連携強化
 - ③ 地域コミュニティの活性化
- (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
 - ① 医療提供体制の整備

- ② 福祉サービス提供体制の整備
- ③ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- ④ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ① 教育施設の早期耐震化推進
 - ② 防災教育の一層の充実
 - ③ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4)農林業の再生と発展
 - ① 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - ② 佐倉市産農産物等の魅力発信
 - ③ 緑豊かで活力ある農村づくりの推進
 - ④ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生の発展
 - ① 商工業の再生及び成長支援
 - ② 観光業の再生
 - ③ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ① 安全なまちづくりの推進
 - ② 公共土木施設の防災機能の強化
 - ③ 交通ネットワークの機能強化
 - ④ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第3節 被災者の生活確保



震災により被害を受けた住民等が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民等に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1. 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に被災者生活再建支援金の支給を実施する。

(1)被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のいずれかに該当する災害となる。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に おける自然災害
- ② 10世帯以上の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (2)被災者生活再建支援制度の対象となる被災世帯

被災者生活再建支援制度の対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯となる。 なお、住家の被害程度の認定については、「第3章 災害応急計画 第14節 住家等 の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

- ① 住家が「全壊」した世帯
- ② 住家が半壊、又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむを得ず解体した世帯なお、「やむを得ない事由」とは、「当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること」、「当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること」、「その他これらに準じるやむを得ない事由」(被災者生活再建支援法第2条第2号ロ)となる。
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住家に居住不能な状態が長期間継続している世帯なお、「長期避難世帯」とは、「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住家が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」とされており、避難指示、勧告、警戒区域の設定等が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住家の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとされている。
- ④ 住家が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (3)被災者生活再建支援金の支給額

支給額は、住家の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。

なお、「解体(半壊・敷地被害)」及び「長期避難」は、全壊世帯と同じ支援を 受けることができる。

- ① 住家の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住家の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

なお、加算支援金については、賃借した後に、自ら居住する住家を建設・購入するといった居住形態の変更を行った場合は、建設・購入による加算支援金200万円(単数世帯であれば150万円)から既受給額50万円(単数世帯であれば37.5万円)が差し引かれた額の支給を受けることができる。

ただし、補修から建設・購入への居住形態の変更は、原則として、認められていない。

(単位:万円)

	区分	基礎支援金	加算支援金		合計
複数世帯			建設・購入 200		3 0 0
	全壊世帯	1 0 0	補修 100		2 0 0
世帯の構			賃借 50		1 5 0
成員が複			建設・購入 200		3 0 0
数人の世	大規模半壊世帯	5 0	補修 100		2 0 0
帯			賃借 50		1 5 0
単数世帯			建設・購入 150		2 2 5
	全壊世帯	7 5	補修 7.5		1 5 0
世帯の構			賃借 37.	5	1 1 2 . 5
成員が1			建設・購入 150		187.5
人の世帯	大規模半壊世帯	37.5	補修 7.5		1 1 2 . 5
			賃借 37.	5	7 5

(4) 申請期間

被災者生活再建支援金の申請期間は、原則として、次のとおりとなる。

ただし、住家の再建に着手する期間が長期にかかる場合等、やむを得ない事情がある場合には、市町村を単位として、申請期間の延長が行われることもある。

- ① 基礎支給金:災害発生から13か月以内
- ② 加算支給金:災害発生から37か月以内
- (5)被災者生活再建支援金支給手続き

申請者(原則として、災害発生時における被災世帯の世帯主)は、申請書と必要添付 書類を危機管理室に提出するものとし、危機管理室は、申請書等の確認及び取りまとめ を行ったうえで、県へ提出する。

県は、市町村から提出のあった当該書類を委託先である(公財)都道府県会館へ提出 し、申請書を受理した(公財)都道府県会館が交付決定等を行う。(被災者生活支援法人 として、(公財)都道府県会館が指定されている。)

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(2)

の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

- イ 本事業の実施主体は、市とする。(県から市への補助方式:補助率10/10)
- ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

2. 災害弔慰金等の支給

災害 帯慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、災害 帯慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

主たる原因が災害に起因している死亡者について、遺族に対し、災害弔慰金の支給を 行う。

- ① 災害弔慰金の支給の対象となる自然災害
 - ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
 - イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村が区域内にある都道府県が2以上ある場合の災害
- ② 受給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母、同居又は同一生計の兄弟姉妹の順に、より順位の 高い遺族に支給を行う。

③ 支給額

ア 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ その他の者が死亡した場合 250万円

④ 費用負担

国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

⑤ 災害弔慰金支給手続き

支給の申込みは、福祉部社会福祉課に行う。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害により重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

- ① 災害弔慰金の支給の対象となる自然災害
 - ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
 - イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村が区域内にある都道府県が2以上ある場合の災害
- ② 受給者

自然災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等) を受けた者

③ 支給額

ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円

④ 費用負担

国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

⑤ 災害障害見舞金支給手続き

支給の申込みは、福祉部社会福祉課に行う。

(3) 災害援護資金の貸付

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護 資金の貸付けを行う。

貸付対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者(以下「同一世帯員」という。)の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、下表に掲げる額に満たない世帯の世帯主を貸付対象とする。

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主を貸付対象とする。

- ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害 であると認められる場合

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額

② 貸付限度額

貸付限度額は、次のとおりである。

ア 世帯主に1月以上の負傷のある場合

1)	家財等の損害がない場合	150万円
2)	家財の1/3以上の損害もあった場合	250万円
3)	住居が半壊する被害もあった場合	270万円
	ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を	
	取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円
4)	住居が全壊する被害もあった場合	350万円
1 t	世帯主に1月以上の負傷のない場合	
1)	家財の1/3以上の損害があった場合	150万円
2)	住居が半壊する被害があった場合	170万円
	ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を	
	取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	250万円
3)	住居の全壊(下記 4)を除く)	250万円
	ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を	
	取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円
4)	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、3年とし、特別の場合は、5年とする。

イ 貸付期間

据置期間3年を含め、10年を償還期間とする。

ウ利率

利率は、年3%とし、据置期間中は、無利子とする。

工 保証人

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。 なお、保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも のとし、その保証債務は、違約金を包含する。

才 違約金

災害援護資金の貸付けを受けた者は、支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合、違約金を支払う。

ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由が あると認められるときは、この限りでない。

④ 償還方法

災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法による。

⑤ 申込方法

災害援護資金の申込みは、福祉部社会福祉課に行う。

3. 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害によって被害を受けた 低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付けを行う。

(1) 福祉資金災害援護費の貸付

災害(災害救助法が適用されない災害についても適用)を受けたことにより臨時に必要となる経費に対し、生活福祉資金(福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の貸付を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯や他の制度による融資を受けることができる世帯は、他の制度の利用が優先となり、この資金の貸付け対象とならない。

① 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付けを 受けることによって、独立自活できると認められる世帯を貸付対象とする。

なお、所得基準は、世帯の所得が市町村民税非課税程度、又は生活保護基準の概ね 1.7倍以下となる。

② 貸付金額

1世帯 150万円以内

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、貸付後6月以内とする。

イ 貸付期間

償還期間は、据置期間経過後、7年以内とする。

ウ利率

利率は、保証人がある場合、無利子とし、保証人がない場合は、年1.5%とする。

工 保証人

生活福祉資金(福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の貸付けを受けようとする者は、原則として、次の条件を満たす保証人を立てなければならない。

- 1) 連帯保証人となること
- 2) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
- 3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- ④ 償還方法

生活福祉資金(福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法による。

ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

⑤ 申込方法

生活福祉資金(福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)の申込みは、民生委員・児童委員を通じ佐倉市社会福祉協議会に行う。

⑥ その他

住宅に被害を受け、当該住宅の補強等を行う場合は、生活福祉資金(福祉費 住宅の補修等に必要な経費)との重複貸付を受けることが可能である。

(2) 緊急小口資金の貸付

災害等の被災により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、生活 福祉資金(緊急小口資金)の貸付を行う。

貸付対象

世帯の所得が市町村民税非課税程度の低所得世帯を貸付対象とする。

② 貸付金額

1世帯 10万円以内

③ 貸付条件等

ア 据置期間

据置期間は、貸付後2月以内とする。

イ 貸付期間

償還期間は、据置期間経過後、8月以内とする。

ウ 利率

無利子とする。

工 保証人

不要とする。

④ 償還方法

生活福祉資金(緊急小口資金)の償還は、月賦償還の方法による。 ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

⑤ 申込方法

生活福祉資金(緊急小口資金)の申込みは、佐倉市社会福祉協議会に行う。

4. 佐倉市災害見舞金

佐倉市災害見舞金支給規則(平成14年規則第55号)に基づき、被災者に対し、その 種類、程度等に応じて災害見舞金を支給する。

(1) 佐倉市災害見舞金の対象となる災害

佐倉市災害見舞金の支給の対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号に定める 災害とする。

(2) 佐倉市災害見舞金の対象となる被災世帯等

佐倉市災害見舞金の支給の対象となる者は、佐倉市に居住し、かつ、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者で、災害により現に自己の居住している住家に被害を受け、又は本市内において発生した災害により死亡若しくは傷害を受けた者とする。

なお、住家の被害程度の認定については、「第3章 災害応急計画 第2節 情報の収集・伝達・報告」及び「第3章 災害応急計画 第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

(3) 佐倉市災害見舞金の支給額

佐倉市災害見舞金の支給額は、次のとおりとなる。

被害の程度		災害見舞金の額
全壊	1世帯につき	200,000円
半壊	1世帯につき	80,000円
床上浸水	1世帯につき	80,000円
死亡	1人につき	200,000円
傷害(1月以上)	1人につき	50,000円

(4) 支給の制限等

同一又は複数の災害が重複して発生した場合の住宅の被害に対する佐倉市災害見舞金は、支給額の多い災害を支給の対象とし、傷害に対する佐倉市災害見舞金を受給した者がその後の経過により当該災害を原因として死亡したときは、その差額を支給する。

また、次のいずれかに該当するときは、佐倉市災害見舞金は、支給しない。

- ① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき。
- ② 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③ 被災者が防災に関する市長又は関係機関の指示に従わなかったために被害を受けたとき。

(5) 佐倉市災害見舞金支給手続き

支給の申込みは、危機管理室に行う。

5. 市税の減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法、佐倉市税賦課徴収条例、その他法令等の規定により、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付若し くは納入することができないと認める場合、次により当該期限を延長する。

- ① 災害が広範囲にわたる場合 適用の地域及び期日を指定する。
- ② その他の場合

納税義務者等の申請により、災害が収束した日から納税義務者については2月以内、 特別徴収義務者については30日以内において期日を指定する。

(2) 徵収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付、又は納入することができないと認められる場合、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、地方税法、佐倉市税賦課徴収条例、その他法令等の規 定により、減免及び納入義務の免税等を行う。

6. 国民健康保険等の一部負担金の減免等

(1) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予

市は、国民健康保険法等に基づき、震災、風水害等の災害により著しい損害を受けた 等の特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な 者に対し、一部負担金を減免、徴収猶予する。

(2)後期高齢者医療制度における保険料の減免及び一部負担金の減免

市は、後期高齢者医療制度において、被災者の被災程度に応じた保険料の減免、一部負担金の減免のために必要な事務を行う。

7. 生活相談

· 生佰相歌 _	
機関名	相談の取扱い
市	「第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」、「第4章 災害復
	旧計画 第1節 災害復旧・復興本部設置」に定めるところによる。
	1. 被災者総合相談窓口の設置
	県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、
	商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別
	相談窓口を設置する。
	2. 被災者への相談事業等の展開
	災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び
	避難所において専門家等による相談等の事業を行う。
県	(1)要介護者への巡回相談事業の実施
	(2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施
	3. 住宅被災者に対する相談等の実施
	被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金
	融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。
	4. 県各部局及び市町村との連携
	被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村
	と緊密な連携を図る。
	1. 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。
県警察	2. 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処
	理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8. 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 県及び市は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 市は、雇用調整助成金等の特例的な運用について、県を通じて、厚生労働省への要請を行う。

9. その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
	1. 郵便関係
	災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び
	公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災
	害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
口士和佰	災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便
日本郵便	局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
株式会社	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
	災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物
	の料金免除を実施する。
	2. 災害時における窓口業務の維持
	3. ㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、
	各社から要請があった場合の取扱いの実施
	1. 就職のあっ旋等
	震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市
	町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公
	共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やか
	にそのあっ旋を図る。
	2. 職業相談等の実施
労働局	震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被
	災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。
	(1)被災者のための臨時職業相談窓口の設置
	(2)巡回職業相談の実施
	3. 雇用保険の失業給付に関する特例措置
	震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に
	対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
NHK	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認
	を得て実施する。

第4節 義援金品の配布等

《基本方針》

各地から寄せられる義援金品の申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対 処するよう努める。

また、義援金品の受入れ、保管及び配分の手続きについて、適切に対処するよう努める。

1. 義援金

市は、災害の規模等を鑑み、必要に応じ、日本赤十字社等の義援金募集団体と配分委員会を組織し、義援金の配分方法等について、十分協議のうえ、決定する。

なお、義援金は、被災者に対し、迅速に配分するべきものであることから、被災者に対 する配分以外の用途に使用してはならない。

また、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておく等により、被災者への迅速な配分に努める。

(1)義援金の受入れ

市は、市独自に義援金の募集を行うことを決定した場合は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。受け入れた義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関へ預金し、適切に保管する。

なお、義援金の受入れ業務は、会計室が担当する。

(2) 義援金の配分等の決定

東日本大震災においては、厚生労働省が事務局となった「義援金配分割合決定委員会」が設置され、被害を受けた都道県への義援金の配分割合及びその指標となる考え方が決定され、これに基づき、県義援金配分委員会が被災者への義援金の配分の決定を行ったところである。

東日本大震災においては、市独自の義援金の募集を実施しなかったところであるが、 今後予想される災害に際し、市は、次のとおり義援金の配分等の決定を迅速に行うよう 努める。

① 市独自に義援金を募集する場合

市独自に義援金を募集した場合、義援金の配分については、日本赤十字社等の義援金募集団体と市職員等で構成した市義援金配分委員会を設置し、配分方法等を十分協議のうえ、決定する。

市義援金配分委員会は、危機管理室及び福祉部社会福祉課の協力を得て、企画政策部財政課が事務局を担う。

② 市独自に義援金を募集しない場合

市独自に義援金を募集しない場合、義援金の配分については、県義援金配分委員会の決定に基づき、被災者に配分する。

(3) 義援金の支給

義援金の配分等の決定後、市は、迅速に被災者へ支給を行う。

義援金の支給にあたっては、原則として、被災者からの申請に基づき実施するものと し、被災者への申請書の配布及び申請受付は、危機管理室が行う。 危機管理室は、義援金の申請受付後、企画政策部財政課に申請書を送付し、企画政策 部財政課は、会計室と連携し、義援金の支給を行う。

また、住民等に対し、義援金の支給等について必要な事項を周知するものとし、周知の方法等については、「第3章 災害応急計画 第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 義援物資(義援品)

(1)義援物資(義援品)の受入れ

義援物資(義援品)の受入れについては、「第3章 災害応急計画 第17節 緊急物 資の供給」に定めるところによる。

なお、市は、義援物資(義援品)について、受入れを希望するもの及び受入れを希望 しないものを把握し、その内容等のリストについて、公表するほか、現地の需給状況を 勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資(義援品)の配分

義援物資(義援品)の配分については、原則として、他の供給物資と合わせて配分する。

なお、配分までの流れ等については、「第3章 災害応急計画 第17節 緊急物資の 供給」に定めるところによる。

第5節 公営住宅の建設等

《基本方針》

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公 営住宅の空き家の活用を図る。

1. 災害公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、県の指導・支援を受け、住宅被害の状況や被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

なお、災害公営住宅の建設等の業務は、都市部住宅課が担当する。

2. 公営住宅の空き家の活用

県及び市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、 被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営 住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優 先的に入居できる措置等を講じる。

第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援



《基本方針》

震災により被害を受けた産業に対し、その経営の安定を図ること等を目的に融資対策を実施する。

1. 中小企業への支援

(1) 支援制度等の周知

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く広報すると ともに、相談窓口等を設置する。

(2) 中小企業等への融資

株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金及び設備資金の融資を行う。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県は、必要に応じ、高度化融資(災害 復旧貸付)により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行う。

このほか、県は、県制度融資(セーフティネット資金)による貸付を行う。

2. 農林業者への支援

(1) 支援制度等の周知

国、県及び市は、被災農林業者等に対する援助、助成措置について、広く広報すると ともに、相談窓口等を設置する。

(2)農林業者への融資

株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通する。

また、国は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため、天災融資法の発動を行う。

このほか、県は、県単災害資金(農業)による貸付を行う。

(3)農作物等対策

① 災害対策技術の指導

被害を最小限にくい止めるため、市は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、千葉県、印旛農業事務所等に指導、援助を要請する。

② 種子もみ及び園芸種子の確保のあっせん 市は、必要に応じて、千葉県に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し確保を図る。

③ 病害虫の防除

市は、印旛農業事務所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

④ 家畜伝染病の予防

に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

3. 物価の安定及び物資の安定供給

市は、物価等の消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1)物価の把握

① 物価把握

産業振興部産業振興課は、物価の実態に関する情報収集に努める。

② 県への要請

産業振興部産業振興課は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流 通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2)消費者情報の提供

産業振興部産業振興課は、消費者の立場を守るとともに、情報の錯綜等による心理的パニックを防止するため、生活必需物資等の在庫量、平均的価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

また、これらの消費者情報については、消費生活センターへ提供を行う。

第7節 ライフライン関連施設等の復旧対策



上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、「第3章 災害応急計画 第13節 安全確保対策」、「第3章 災害応急計画 第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」及び「第3章 災害応急計画 第22節 ライフラインの応急対策」に定める震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 上水道

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、総合的 に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ① 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 復興計画が策定された場合にあっては、当該計画に基づいた計画的な施設の整備を図る。

(2)漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されることから、配水の正常化を図るため、漏水が確認された場合、早急に漏水防止対策を行う。

なお、必要に応じ、漏水調査を実施するとともに、当該調査に基づき、漏水修理計画 を作成する。

漏水防止対策の実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。
- ② 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2. 公共下水道施設等

応急復旧が一段落した段階で、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(1) 公共下水道施設等の復旧

公共下水道施設等の復旧にあたっては、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。

また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化等を想定し、特に次の点に留意して進める。なお、災害後の震災復旧の進め方については、「下水道の地震対策マニュアル」(公益社団法人日本下水道協会)等を参考に実施する。

① 優先度の高い施設から復旧する。

ア 管路施設(優先度の高い順)

1) ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等

- 2) その他の幹線管渠
- 3) 枝線管渠
- 4) 取付管渠

イ ポンプ場(優先度の高い順)

- 1) 非常用電力施設の確保
- 2) 下水排除(揚水等)
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 復興計画が策定された場合にあっては、当該計画に基づいた計画的な施設の整備を図る。

3. ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度、応急復旧の 状況を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1)被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害状況及び応急復旧の状況を把握する。

- ① 供給設備
- ② 通信設備
- ③ 消費者のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地 区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

- (3) 復旧作業
 - 都市ガス
 - ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

- イ 高・中圧導管の復旧作業
 - 1) 区間遮断
 - 2) 気密試験(漏えい箇所の発見)
 - 3) 漏えい箇所の修理
- ウ 低圧導管と消費者設備の復旧作業
 - 1) 閉栓確認作業
 - 2) 被災地域の復旧ブロック化
 - 3) 復旧ブロック内巡回点検作業
 - 4) 復旧ブロック内の漏えい検査
 - 5) 本支管・供内管漏えい箇所の修理

- 6) 本支管混入空気除去
- 7) 内管検査及び内管の修理
- 8) 点火・燃焼試験
- 9) 開栓
- ② LPガス

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 消費者設備の復旧作業

一般消費者の供給設備及び消費設備について、点検を行い、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

また、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、 震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所
- (3) 通信設備
 - ① 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
 - ② 保守用回線
 - ③ 業務用回線
- (4)配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、指定避難所、臨時避難 所、福祉避難所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

5. 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧順位については、予め定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確
	保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保
	に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行
	う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団
	体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※ 上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。 なお、電気通信サービスとは、電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含む)等をいう。

6. 公共土木施設等

道路等の公共土木施設等については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧 完了後、本格的な復旧作業を実施する。

これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであることから、堅牢な本復旧の実施に努める。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

復旧にあたっては、被害者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、緊急輸送道 路等を最優先に実施する。

また、復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う。

(2) 河川、排水路、調整池、急傾斜地崩壊防止施設

各施設の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

特に公共の安全確保上、優先的に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 河川、排水路、調整池
 - ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えている もの
 - イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
 - ウ 河川等の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - エ 河川等の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
 - オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著し い被害を生じるおそれがあるもの
- ② 急傾斜地崩壊防止施設
 - ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置することで、 人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの
 - イ 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置することで、 その他著しい被害を生じるおそれのあるもの

7. 農業施設等

農業施設等の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、 被害状況の把握及び応急復旧を行った後、優先順位を定め、本復旧を行う。

特に緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用排水施設

- ① 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) 農道等

農道等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(3) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(4) 地すべり防止施設(治山施設)

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路、農業用施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第8節 激甚災害の指定

《基本方針》

県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1. 激甚災害指定の手続等

- (1) 激甚災害に関する調査
 - ① 県

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚 災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局 に必要な調査を行わせるものとする。

関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査を速やかに行うほか、激甚法に定められた事業を実施する。

② 市

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項
- (3) 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ以下のとおり行われることになる。

- ① 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた 措置の概要を知事に報告する。知事に報告できない場合は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条による。)
- ② 知事は市長からの報告内容により、必要と認めたときは内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条による。)
- ③ 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答

申する。

⑤ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、 政令として公布する。

2. 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日 中央防災会議決定) と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日 中央防災会議決定)の2つの指定 基準がある。

3. 特別財政援助額の交付手続

(1) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に 基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施する。

(2) 市

市は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象はおおよそ以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ④ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ⑤ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑥ 市町村が施行する感染症予防事業に関する補助の嵩上げ
- ⑦ 水防資材費の補助
- ⑧ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の嵩上げ